

地場産品基準（総務省告示第179号第5条参考）

分類	基準	解釈	お礼品の具体例	摘要
1	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	焼津市内の港で水揚げされた水産物や市内で生産された農作物等またそれらを原材料とし、市内で加工したもの	・焼津市内で生産されたトマト ・焼津港で水揚げされた天然マグロ	養殖ものについては養殖地が生産地となるため、水揚港が焼津市内であっても本分類に該当しない。
2	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	焼津市内で生産された原材料を用いて市外で加工した返礼品で、当該返礼品の価値のうち、原材料による価値が半分を一定程度以上回る割合のもの	焼津市内で水揚げされた天然マグロを100%使用して、市外において加工した刺身	養殖ものについては養殖地が生産地となるため、水揚港が焼津市内であっても本分類に該当しない。
3	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	焼津市内で行われた主要な加工工程により、返礼品の重量や付加価値が返礼品の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上回る割合が当該加工によるもの	市外で生産された原材料を用いて焼津市内の醸造所において、醸造された酒	関税法施行規則（昭和41年大蔵省第55号）の加工又は製造に該当しない例を確認すること※別紙参照
3 (熟成肉)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。	静岡県内で生産された食肉を原材料とし、焼津市内で熟成したもの	左記参照	県外で生産された食肉の熟成は該当しない。
3 (精米)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。	静岡県内で生産された玄米を原材料とし、焼津市内で精白したもの	左記参照	県外で生産された玄米の精白は該当しない。
4	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	焼津市内で直接流通経路に乗せることが現実的に困難であり、流通過程で市外生産のものと混在してしまうもの	焼津市内で生産後、複数の地方団体を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉	
5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	焼津市公認マスコットキャラクター焼津市の観光資源をPRすることを目的とする関連グッズ	・焼津市公認マスコットキャラクター「やいちゃん」のぬいぐるみ ・焼津温泉の素	
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	・分類「1号から5号」に該当する返礼品とセットで提供するものであって、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外が附帯するものであることが社会通念上明らかであること。併せて、地場産品がセット品の価値の七割以上であること。	焼津市内で生産された野菜(2,400円)と市外で製造されたドレッシング(600円)のセット	
7	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	焼津市内で提供されるサービスであり、焼津市との関連性が感じられるものであること。	・市内公共施設の利用券 ・地場産品をメニューとして取り扱う飲食店のチケット	
7の2	省略			
8	省略			
9	省略			
99	省略			